

「労働に関するCSR推進研究会」日本経団連に対するヒアリング事項

(企業のCSR活動の現状について)

- 1 日本経団連として、企業のCSR活動の現状について、どのような認識を有しているか。特に、労働に関するCSRについては、どうか。
- 2 日本経団連の傘下企業におけるCSR活動の現状は、どのようになっているか。また、日本経団連として、傘下企業におけるCSRを推進するために、どのような活動を行っているのか。また、特に労働に関するCSRを推進するために、どのような活動を行っているか。
- 3 日本経団連として、企業がCSRを推進する上での問題点、隘路として、どのようなものがあるか。特に労働に関するCSRについては、どうか。

(自主点検用チェック指標、情報開示項目の在り方)

- 4 本研究会においては、労働に関するCSRを推進する観点から、自主点検用チェック指標の在り方、情報開示項目の在り方について検討を行っているが、この点について、どのように考えるか。
- 5 労働に関するCSRに係る自主点検用チェック指標の在り方について、どのように考えるか。
 - (1) 労働に関するCSRについては、法令遵守（コンプライアンス）に係る部分とこれを超える部分とでは性格が異なると考えられるが、それぞれの自主点検用チェック指標の項目の在り方について、どのように考えるか。
 - (2) 自主点検用チェック指標の在り方については、例えば、各項目ごとに実施状況や達成状況を確認できるようにする方式や、各項目ごとに点数化し、その合計をもって自社の労働に関するCSRの取組状況を把握できるようにする方式などが考えられるが、この点については、どのように考えるか。
- 6 労働に関するCSRに係る情報開示項目の在り方について、どのように考えるか。
 - (1) 特に、法令遵守に係る部分（コンプライアンス）とこれを超える部分のそれぞれについて、どのように考えるか。
 - (2) 自主点検用チェック指標の項目のうち、情報開示項目とすることが適切ではないと考える項目はあるか。あるとすれば、どのような項目か。また、(i)情報開示の名宛人として専ら労働組合や従業員を想定する場合、(ii)消費者、取引先等それ以外のステークホルダーを想定する場合とでは、その内容に違いはあるか。
- 7 労働に関するCSRについて、労働組合・労働者とそれ以外の一般のステークホルダー（消費者、取引先等）とでは、その取扱いを異にする必要があると考えるか。また、その取扱いを異にする必要があると考える場合には、どのような違いを設けることが適切と考えるか。
- 8 海外進出企業を想定する場合、自主点検用チェック指標、情報開示項目として、どのような項目を加えることが適切と考えるか。
- 9 外資系企業等日本に進出している企業を想定する場合、自主点検用チェック指標、情報開示項目として、どのような項目を加えることが適切と考えるか。

(その他)

- 10 日本経団連として、労働に関するCSRを推進するという観点から、行政に対して、どのような意見・要望があるか。